

三田市農地バンク利用申請書

年 月 日

三田市長あて

氏名 又は 名称		印
----------------	--	---

三田市農地バンク制度要綱第8条第1項に基づき、下記のとおり申請します。
また、同条第2項に基づき、下記の情報を農地登録者に提供することに同意します。

1 申請者の連絡先等について

生年月日	年 月 日 (年齢: 歳)						
住 所	〒						
携帯電話	()						
メ ー ル	@						
農業経験	<input type="checkbox"/> 市内で農業経営を行っている (従事年数: 年)						
	市内の経営農地面積						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">所有地</td> <td style="width: 33%;">借入地</td> <td style="width: 33%;">合計</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">m²</td> <td style="text-align: center;">m²</td> <td style="text-align: center;">m²</td> </tr> </table>	所有地	借入地	合計	m ²	m ²	m ²
	所有地	借入地	合計				
m ²	m ²	m ²					
<input type="checkbox"/> 新規就農 (他市町村で就農している) <input type="checkbox"/> 新規就農 (農業研修受講済み)							
希望作目	<input type="checkbox"/> 水稻 <input type="checkbox"/> 土地利用型作物 (大豆、麦、そば等) <input type="checkbox"/> 露地野菜 <input type="checkbox"/> 施設野菜 <input type="checkbox"/> 花き <input type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> その他()						

2 利用を希望する農地について

No	農地番号	大 字	小 字	地 番	面 積	希望する利用条件
1						<input type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 売買
2						<input type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 売買
3						<input type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 売買
4						<input type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 売買
5						<input type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 売買
6						<input type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 売買
7						<input type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 売買

三田市農地バンクの利用申請に関する注意事項

1 三田市農地バンク制度の利用要件

三田市農地バンクの利用を希望する者（以下「農地利用希望者」という。）は、次のいずれかの要件を満たすことが必要です。

- (1) 耕作する全ての農地を適正に管理することができ、地域と協調した農業経営又は地域活動ができる者
- (2) 新規就農者の場合は、市の就農相談を受け、農業経営の実務経験・研修経験等により、(1)に掲げる要件を満たすと認められる者

2 農地登録者への情報提供

市は、農地利用希望者が上記の要件を満たすか確認し、要件を満たすと認めるときは、申請のあった農地を登録した者（以下「農地登録者」という）に対して農地利用希望者の情報（氏名、連絡先など）を提供します。

3 農地に関する交渉等

市は、農地に関する交渉並びに売買又は貸借の契約の媒介並びに代理をする行為には関与いたしません。

4 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについて、次の事項を遵守してください。

- (1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益もしくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。
- (2) 個人情報をき損及び消滅することがないように、適切に管理すること。
- (3) 保有する必要がなくなった個人情報は、適切に廃棄すること。
- (4) 個人情報の漏洩、き損又は消滅等の事案が発生した場合は、市に速やかに報告し、その指示に従うこと。

5 その他

申請内容に基づき農地登録者に情報提供等を行います。農地が見つかることを約束するものではありません。